

令和5年第2回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和5年2月16日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後2時00分 開会

（出席委員）

豊田教育長、鈴木（君）委員、渡邊委員、滝委員、鈴木（千）委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

松本教育部長、川和学校教育課長、石井生涯学習課長、手塚学校給食センター所長、
宇梶図書館長、樫村教育総務課長、中野教育総務課課長補佐、矢吹教育総務課主事

（次 第）

- ・議 事 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 北茨城市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱につ
いて
議案第3号 令和4年度教育費3月補正予算要求について
議案第4号 北茨城市遠距離通学費補助金交付要綱等の一部を改正する
要綱について
議案第5号 北茨城市立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令につ
いて
議案第6号 北茨城市立地域福祉交流センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について
議案第7号 北茨城市適応指導教室指導員設置規則の一部を改正する規
則について
議案第8号 損害賠償の額を定めることについて

- ・ 報告事項
 - (1) 市内の放射線状況について
(学校給食センター・教育総務課)
 - (2) 3月の教育委員行事日程について
 - (3) その他

教育総務課長

定刻となりましたので、令和５年第２回定例教育委員会を始めます。はじめに、豊田教育長より御挨拶と教育長報告をお願いいたします。

(教育長からの挨拶、教育長報告)

教育総務課長

ありがとうございました。ただいまの教育長からの御報告について御質問等ございましたらお願いいたします。

滝委員

アナフィラキシーショックの症状が軽くてよかったです。直接的な原因は何だったのでしょうか。

教育長

原因として考えられることについて学校教育課お願いします。

学校教育課長

その児童は、入学時にナッツ類のアレルゲンがあるということで、管理指導票に位置づけて学校全体で共通理解をしながら対応してきました。ただ、北茨城市の給食には、ナッツ類は出ないということで、保護者の方から2年生に上がるときに管理指導扱いは必要ないですとお話がありました。ただ、今回給食の後に学級みんなで鬼ごっこをしたということで、お医者さんの方からは運動による誘発で症状が出たのではないかというお話でした。

その後、アレルギー検査をして把握していないものがいくつか判明しましたので、きちんと管理指導票に位置づけるのと、お医者さんの方からエピペンが処方されましたので、

学校で管理をし、職員研修で誰もが打てるように改めて確認をしたということでした。

滝委員

今回、何が原因だったのか分かったということですが、油断はできないですね。しかし、わずか10分で病院につくというのは、この対応は素晴らしいですね。アレルギーに対する知識や普段の先生たちの意識がなければ、この対応は出来なかったと思います。

渡邊委員

たまたま、4ページに31日のメニューが記載されていますが、このメニューは関係していないということですね。

学校教育課長

そうです。ただ、アレルギーが出て、エピペンが処方されたのは事実です。

滝委員

激しい運動による誘発という原因もあるんだということでこれから気を付けていかなければいけないですね。

教育総務課長

そのほか御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等無し)

それでは次にまいります。ここからの議事進行については教育長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは本日の議事に入る前に教育総務課からお話しがございしますので、教育総務課長をお願いします。

教育総務課長

前回の委員会の議案審議におきまして、渡邊委員よりPCB廃棄物に関するご質問があったと思います。その際、高濃度の物の処分はすでに終わり、低濃度の物は5年度に

処分すれば終了となる旨、お答えさせていただいたのですが、誤りがありましたので訂正させていただきます。

高濃度のものは処分が終わっていますが、低濃度のPCB廃棄物が5年度処分予定分以外に、中郷第一小学校と旧華川中学校に残っております。処分は8年度末までにということなので、中郷第一小学校においては校舎の長寿命化改修が予定されておりますので、改修に併せて処分することを検討しております。

また、旧華川中学校におきましても処分のタイミングを見極め、適正な処分に努めてまいります。以上訂正となります。申し訳ございませんでした。

渡邊委員

これは変圧器ですか。

教育総務課長

中郷第一小学校にあるのはキュービクル内の変圧器とコンデンサ各1台に含まれています。旧華川中学校はキュービクル内の変圧器2台に含まれており、これらが残っております。

渡邊委員

学校はこういうのがあるということは定期検査等で把握するのですか。

教育総務課長

含まれているか判明するのは、特別な調査をして分かったことです。

渡邊委員

懸案事項として令和8年度までには処分するという事でよろしいですか。

教育総務課長

はい。

(議案第2号 専決処分の承認を求めることについて)

専決第1号 北茨城市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱について)

教育長

それでは、本日の議事に入ります。生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

（議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 北茨城市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱について、朗読。）

指定管理者選定審議会委員の委嘱につきましては、令和5年度に設置する北茨城市華川スポーツパークに係る指定管理者選定審議会委員の委嘱です。北茨城市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、北茨城市公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴くものとしております。委嘱する委員は5名でございます。委嘱期間は令和5年2月14日から令和5年3月31日までです。御審議のほどお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声多数）

ありがとうございます。それでは承認といたします。

生涯学習課長

選定審議会につきましては、2月14日に開催し、御審議いただきました。その審議会の答申を受け、本日付けミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として選定しましたこと御報告いたします。なお、ミズノスポーツサービス株式会社は現在、市内のスポーツ関連施設の指定管理者であり、華川スポーツパークと一体的に管理することで効率的な管理運営が見込まれます。

（議案第3号 令和4年度教育費3月補正予算要求について）

教育長

教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

（議案第3号 令和4年度教育費3月補正予算要求について、朗読）

各課長

(別紙議案書に基づき説明。)

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第4号 北茨城市遠距離通学費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱について)

教育長

教育総務課よりお願いいたします。

教育総務課長

(議案第4号 北茨城市遠距離通学費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱について、朗読。)

改正の趣旨につきましては、国が示す押印見直しマニュアルに基づく本市の方針に沿って、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担軽減、利便性の向上及び内部手続の効率化を図るため、教育委員会告示で定める申請書等への押印を廃止するものです。

具体的な改正内容につきましては、第1条では、北茨城市遠距離通学費補助金交付要綱、様式第2号中の印を削り署名のみに改めるものです。第2条では、北茨城市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要項の様式第1号、第3条では、北茨城市奨学資金支給要綱の様式第3号について、それぞれ様式中の「印」を削るものです。施行日は令和5年4月1日です。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第 5 号 北茨城市立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令について)

教育長

教育総務課よりお願いいたします。

教育総務課長

(議案第 5 号 北茨城市立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令について、朗読)

こちらは、教育委員会訓令を改正するものです。改正趣旨は、議案第 4 号と同様でございます。

改正の内容につきましては、別紙記載のとおり、第 1 条では、北茨城市立学校職員服務規程のそれぞれ様式中の「印」及び用紙規格を削る改正、第 2 条では、北茨城市教育委員会事務局処務規程の様式中の「印」及び用紙規格を削り、併せて一部文言を改正するものです。第 3 条では、北茨城市立学校施設開放管理運営に関する細則のそれぞれ様式中の「印」を削り、併せて一部文言を改正するものでございます。こちらにつきましても施行日は令和 5 年 4 月 1 日です。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第 6 号 北茨城市立地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

(議案第 7 号 北茨城市適応指導教室指導員設置規則の一部を改正する規則について)

教育長

関連性があることから一括して学校教育課よりお願いします。

学校教育課長

(議案第 6 号 北茨城市立地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則について、朗読)

(議案第 7 号 北茨城市適応指導教室指導員設置規則の一部を改正する規則について、

朗読)

本件は適応指導教室から教育支援センターへの名称変更に伴う条例及び規則の一部改正になります。名称変更の理由につきましては、市では不登校状態の児童生徒の学校生活復帰を支援するために、元教員の指導員が一人一人の実態に応じて、丁寧かつ計画的に支援にあたっています。主な活動内容につきましては、カウンセリング、学習支援、体験活動、学校や関係機関との連携、家庭支援です。設置目的は、通所制の自己決定を大切にし、自己実現を図るために支援すること、通所制の個性に沿って自立支援を育むことができるように支援することにあるため、指導ではなく支援がふさわしいと判断し、変更するものです。議案第6号条例は、議案第7号の規則変更に伴い、合わせて変更するものです。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第8号 損害賠償の額を定めることについて)

教育長

教育総務課よりお願いします。

教育総務課長

(議案第8号 損害賠償の額を定めることについて、朗読)

関本小のスクールバスが起こしました交通事故について、損害賠償の額を定める議案になります。

まず、損害賠償の額でございますが、51万9,568円です。損害賠償の相手方は、個人ではなく法人となります。

事故の概要でございますが、令和4年11月11日午前7時35分頃、会計年度任用職員の運転する関本小学校登校便のスクールバスが、海洋台・北部スポーツ広場から乗せてきた児童を学校で降ろした後、旧富士ヶ丘小学区の児童を迎えに行くため、関本小中学校正門から先の県道に出ようとしていたところ、大津港方面から来た乗用車が停止し右折のための道を譲ってくれたため、道路へ出ようと徐行した際に、右方から直進してきた軽自動車と衝突したことにより、当該乗用車が損傷し、相手方に損害を与えたも

のです。学校東側方面から登校する児童たちを降ろした直後であり乗車児童はいませんでした。双方の運転員にも怪我はありませんでした。

今回、スクールバスが起こした物損事故について、相手方との示談の条件が整ったことから、和解しようとするものです。

簡単ではございますが説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いします。

教育長

ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

無ければ原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(報告事項(1) 市内の放射線状況について)

教育長

学校給食センター、教育総務課から報告をお願いします。

学校給食センター長

給食全量にかかる放射能測定結果と茨城県産等生鮮食材についての結果ですが、検出されておりません。以上です。

教育総務課長

市内の小中学校、幼稚園等における放射線量においては2月3日、10日に測定を行いました結果、前回と比較しまして大きな変化は認められませんでした。

教育長

放射線状況につきましてはただいまの報告の通りです。

(報告事項(2) 3月の教育委員行事日程について)

教育長

教育総務課長から報告をお願いします。

教育総務課長

それでは、3月及び4月上旬における教育長及び教育委員さんの行事日程について、ご案内いたします。

まず、3月の行事日程としましては、3月13日（月）市内中学校の卒業式が举行されます。教育長と職務代理者には、ご出席いただき祝辞をお願いしたいと思います。担当をお願いする学校につきましては、お手元にお配りしています資料のとおりとなります。開始時刻は学校により異なりますので、資料確認の上、記載時刻の20分前までには来校いただきますようお願いいたします。

次回の定例教育委員会を教職員異動内示の関係から3月14日（火）に開催したいと思います。文教厚生委員会開催日でもありますので、406会議室において午後5時からの開催としたいと思います。ご都合はいかがでしょうか。

各委員

大丈夫です。

教育総務課長

それでは、3月14日（火）午後5時からの開催としたいと思います。まだ流動的な部分もあるので、変更となる場合はメールで対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3月31日（金）午前9時から同じく406会議室において、令和5年第1回の臨時教育委員会を予定しております。また、同日午後2時から、市役所4階会議室において、退職者及び転出者等の教職員定期人事異動辞令伝達式を行います。

なお、3月23日（木）に举行されます小学校の卒業式は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、昨年同様、来賓なしでの式典となります。

続きまして、4月上旬の行事日程でございます。4月3日（月）午後1時30分から、市役所4階会議室において、転入者等の教職員定期人事異動辞令伝達式を行う予定です。4月7日（金）市内小学校の入学式が举行されます。教育委員の皆さんには、ご出席いただき祝辞をお願いしたいと思います。担当をお願いする学校、開始時刻につきましては、お手元の資料のとおりですので、ご確認の上、こちらも式典開始時刻の20分前までには来校いただきますようお願いいたします。中学校においても同日、入学式が举行されますが、来賓なしでの式典となります。卒業式の祝辞につきましては、もうしばらく時間を頂戴しまして、後日のお届けとさせていただきます。

大きな行事が続きます。ご多忙のところ、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

次頁につきましては、3月の教育委員会における、主な行事予定となっておりますので、後ほど、ご覧になっていただきたいと思います。以上です。

教育長

3月14日は、文教厚生委員会と教職員の内示が重なってしまいました。文教厚生委員会が終わり次第、教育委員会を開催します。その後、小・中学校の校長に内示を伝える予定です。

教育長

それではその他に入ります。事務局から何かございますか。

(報告等無し)

そのほか、委員さんから何かございましたらお願いいたします。

渡邊委員

今年度の教育要覧が出たときに、ICT活用推進委員が規定では10名となっておりますが5名しかいないため、まだ増やせるというお話でしたが、増えたのか現状維持かどうになりましたか。

学校教育課

5名のまま増えてはおりません。本日、ICT担当教職員による研修会が開かれておりますが、各学校の担当に同じようなスキル、活用の方法を共通理解していただいています。年数回のこの会議をはじめ、担当だけでなく市内全体で取り組むようにしています。

渡邊委員

人数は現状維持ということですね。教育長報告の中で、ICT活用と働き方改革について触れていましたが、増やせるときに増やすと先生方の意識も変わるのかなと思いましたので、来年度は定員の人数を目一杯活用できるといいなと思います。

教育長

来年度の取り組みとして、推進員を増やせるのであれば、参加者は市内の小・中学校のそれぞれ代表者が参加する推進委員会になると思います。検討していただければと思います。

滝委員

1点目は教育総合会議でも話題になりました地域部活動に関することです。国の予算が半分以下になったということで、令和7年までだったのが年度の終わりを決めず極力早い時期にという風に国のニュアンスが変わったように感じました。それを受けて県の対応についてホームページを確認しましたが、関係文書は見つからず、2時間を上限とする、土日どちらかは休日、ホームページに実情を報告するという内容が掲載されており、スタンスを変えていませんでした。それを受けて市ではどのようにお考えでしょうか。中学校の入学説明会で市教委が地域部活動について説明をするということですが、市の方向性についてどのように保護者に説明したのでしょうか。

2点目、2学期制について、保護者に配布した11月30日付け調査結果のなかで令和5年2月までに自由記述で質問・意見を書いてきてくれた保護者に対して回答するということでしたがどのように回答されたのでしょうか。

3点目は交通安全母の会や見守り隊がボランティアで朝の立哨指導を行っていますが、黄色の旗を持って、横断歩道の真ん中まで出て身をもって車を止め、子どもたちを通している様子を見かけました。自分たちが保護者の時に指導を受けた内容としては、身を乗り出してはいけない、黄色の旗だけ出すということでした。最近高齢者の運転事故について取り上げられますが、身を乗り出しすぎると、そういった事故に巻き込まれるということもあると思います。指導内容が変わったのかなと思いましたので、最近の指導や講習はどこが定期的にやっているのでしょうか。それに合わせて有事の際の保険というのは、母の会はPTA関係の保険対応となるかもしれませんが、ボランティアへの保険については、本人も知らない可能性がありますので情報を共有し、安心して活動できるように環境づくりも必要なのかなと思います。

教育長

御質問のうち、部活動の地域移行について学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

先日、今年度最後となります第3回検討委員会が行われました。現在、市の進捗状況として、各中学校少なくとも1つの部活動は土日祝日の活動を地域に移行することとなりました。各中学校のなかで地域移行する部活動は決定しておりますが、令和5年4月から移行するのか、総合体育大会が終了してからか、新人戦が終了してから移行するかにつきましては現在最終調整中ですので、決定次第、生徒及び保護者、教育委員さんに御連絡する予定であります。

国の予算減額につきましても承知しており、県から市へ予算に関して連絡はありませんでした。総合教育会議で市長のお話にもありました北茨城方式で行うということで、保護者の負担をできるだけなくす形で取り組んで参ります。国、県から財政的な話が出ないため概算は取っておりますが、実際移行する部活動の1人1人に対していくらかというのは調整中ですので、4月から移行する部活動もあることから年度末までには子どもや保護者が不利にならないように勧めていきたいと思っております。

また、説明会につきましては、中学校4校すべて実施しました。保護者の中には部活動の地域移行に関する不安や現在の部活動の活動ではなくなるということで驚かれています。今後、いろんな機会でも周知をしていき、3年後までの方向性につきましては保護者説明会や各学校の要請に応じて説明をしていく予定でおります。

教育長

小学校1年生～中学校2年生まで、部活動の地域移行に関するリーフレットを配布します。今後、国や県の動向に応じて市は対応していきます。

滝委員

市では、3年間で休日の部活動は移行するという考えで変わりはないということですね。

学校教育課長

変わりはありません。

滝委員

1年目は各学校1部活動、2年目は半数、3年目は全部の部活動が移行完了ということですが、1、2年目はよくても3年目の際、どうしてもこの部活動の指導者が見つからないということになるかと思っております。前倒しで準備をしていく必要があると思っております。

鈴木（君）委員

子どもたちは部活動に入らなくてもいいという話ではないですよ。

学校教育課長

県から部活動に関する方針について改定がありまして、部活動というのはそもそも任意で入るものということです。市内の中学校において部活動加入は強制ではありません。

実際は入ることを推奨するというスタンスで、出来れば入って効果のある活動をしてくださいという形で行ってきました。県の方針が厳格化され、現在部活動に入らないお子さんについても毎月後援会費を取られているということで、部活動に入らない方は出来れば学校の教育活動を支えるという意味で負担していただけるか、年度初めに校長から周知説明が行われ、同意いただけない方からはお金は取らないということになりました。平日の活動時間につきましても今までの2時間程度から2時間までと上限が設定されました。朝の活動は基本行いませんが、放課後の活動ができない場合、朝実施したらその分の時間は1日の活動時間の2時間に含めるということになりました。休日は土日どちらか一日のみ活動ということでどちらも大会参加した場合、翌週の土日は部活動が休みになりました。今までは休日の活動の振替は平日に振替可能でしたが、今後は休日の振替は休日のみとなり、休日の活動は3時間のみと変更されました。

中学校には、教頭先生および担当者に説明しましたので今年度中に各学校の方針がホームページに掲載されると思います。委員が懸念している部活の任意加入の点につきましては、学校で説明が行われていると思います。

鈴木（君）委員

ありがとうございます。

滝委員

部活動に入らない、入りたくないという生徒が今後どれくらい増えるのか心配になります。家でテレビを観たり、ゲームをするという子が増えると、保護者も働きに出られなくなるという現象も起こりそうですね。

鈴木（千）委員

通信簿には部活動について記入されるので部活動が今まで任意加入だとは思っていませんでした。高校進学時、部活動は何に入っていたか聞かれますし、任意というのがどれくらい周知されているのか、任意で成立するのか、保護者としては思うところがあります。

磯原中学校の校長先生からの文書には、教育の一環としてみんなやっていますという内容でしたので、部活動は任意加入ではないと思っている保護者が一般的なのかなと思いました。かなりの意識改革が必要なことなので、市からの説明だけではなく、まずはPTAに周知していただき、PTAから保護者へ説明できるようにしていくことも必要になる大きなことなのかなと思いました。

教育長

今後、任意ということが強まり、部活動の地域移行も進んでいけば教育課程外になりますので、今の活動に関する記載も少なくなっていくと思われます。

学校教育課長

学習指導要領上は教育課程外になりますが、教育課程との関連を図りながらという意味では、効果や意味があるという捉えは変わらないので、任意加入ではあるが学校の推奨という姿勢は変わらないと思います。ただ、入らないという選択肢もあるということはお伝えしなければいけません。入らない場合、どう過ごすのかについても一人一人確認し、寄り添っていかなければならないと思います。

また、地域移行に関しても、入らなくても構いません。平日野球部で活動しているが、土日は活動しない、あるいは平日は野球部、土日は地域のサッカークラブで活動するといった多様な活動が今後出てくると考えられます。

渡邊委員

平成12、13年は学習指導要領の中の教育課程に部活動は入っていたため、特別活動の単位になりました。教育課程から外れても学習指導要領には記載されているという点について、保護者へ違いについて説明しなくてはならないと思います。

滝委員

鈴木委員の言うとおりの、関わっていない人は不安になり、場合によっては間違った解釈をしてしまう方もいるかと思っています。PTAと協力し、正しい情報を各PTAの会議で流すことも考えていく必要があると思います。

鈴木（君）委員

任意の意味を入らなくてもいいと解釈してしまった子がおり、入らない場合に何をするか尋ねたところ、ゲームをすると回答があり、残念に感じました。

教育長

部活動の地域移行については、まだ議論すべきことがあります。2学期制について学校教育課からお願いします。

学校教育課長

自由記述については、2月20日に校長会とQ&Aの確認作業を行います。主だった質問をピックアップし、それに対する回答をまとめたものを、2月中にQ&Aという形で各家庭等に配布をする予定です。

教育長

Q&Aについて検討します。そして保護者に分かりやすいものにします。

滝委員

出来上がりましたら、いただけるとありがたいです。

教育長

交通安全指導の現状について教育部長お願いします。

教育部長

母の会につきましてはまちづくり協働課が担当になっているため、聞き取りを行い、次回定例委員会において報告いたしますが、研修は行っているはずです。

滝委員

母の会は研修を行っているということですが、見守り隊についてはどうでしょうか。

教育部長

見守り隊となると、学校が担当になるのではと思います。

滝委員

年に一度、または何年かに一度でいいので、ボランティアの方の保険についての説明や、指導の際の注意点等について説明が必要だと思います。

教育長

各学校長を通し、母の会や見守り隊の見守り活動について、危険がないよう取り組んでいるか確認します。

渡邊委員

小学校のホームページについて、2学期の学校評価が丁寧に講評されていました。コ

ロナの感染状況がステージ3のなか各学校で行事を行い、それに対する保護者の意見・考えとして学校間比較をした意見がありました。先生方の意見交換を行うことで、そういった意見がないよう対策ができるのではないかと思いますので、校長会等でお話していただければと思います。

教育長

各学校間で共通理解を図っているところであります。今後も配慮しながら取り組んでいきます。

そのほか御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(質問等無し)

無ければ議事進行を教育総務課長にお戻しします。

(閉 会)

教育総務課長

以上で令和5年第2回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時58分